

医療法人 健明会 指定短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 健明会が開設する指定短期入所生活介護 青見ショートステイ（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町、他の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 青見ショートステイ（短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護）

(2) 所在地 福岡県直方市大字上新入 2490 番地 14

（事業所の従業者）

第4条 事業に従事する従業者は、介護老人保健施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生活介護の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 従業者 医師 1名以上（非常勤兼務、老人保健施設医師と兼任）

医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

生活相談員（常勤兼務）

生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。

看護職員 常勤 5 名以上

看護職員は、看護の提供に当たる。

介護職員 常勤 12 名以上

介護職員は、介護の提供に当たる。

栄養士 1 名（常勤兼務、老人保健施設栄養士と兼任）

栄養士は、必要な栄養管理を行う。

機能訓練指導員 理学療法士常勤 1 名以上（介護老人保健施設と兼任）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。

（利用定員）

第5条 利用定員は 5 名とする。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練）
- (3) 介護サービス
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 給食サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) レクリエーション
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第7条 指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じ 1 割負担の方はその 1 割を、2 割負担の方はその 2 割の額、3 割負担の方は、その 3 割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 滞在に要する費用として、別紙のとおり。
- (2) 食事の提供に要する費用として、別紙のとおり。
- (3) その他、指定（介護予防）短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常

生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、その他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容や施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し改定するものとし、利用者又は身元保証人に改定の考え方を書面で説明し、書面での同意を得た上で改定するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、直方市、宮若市、鞍手郡鞍手町、鞍手郡小竹町、北九州市八幡西区（直方市近郊）の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- （2）利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- （3）利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- （4）利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第10条 事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品について衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 事業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を年2回以上開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を待機的に実施する。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡すると共に必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は 指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定(介護予防)短期入所生活介護の提供に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定(予防)短期入所生活介護に係る利用者唐の苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切に取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の制限）

第 15 条 事業所は、当該利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（地域との連携）

第 16 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 施設は、その運営にあたっては、提供した介護保健施設サービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第 17 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、消防法に規定する防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救助、その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第 19 条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催するものとする。

（個人情報の保護）

- 第 20 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第 21 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険第 8 条第 2 項に規定する法令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- （1）採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - （2）継続研修 年 1 2 回（キャリアアップ研修）
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 事業所は指定（介護予防）短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人 健明会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

平成30年8月1日改訂

令和5年7月1日改訂

令和6年4月1日（改訂）